

# 石川県内の最低賃金



**最低賃金より低い賃金で  
労働者を使用することはできません。**



最低賃金は、パート・アルバイト等雇用形態に関係なく適用されます。  
また、労使が最低賃金未満で働くことに合意していたとしても無効となり、  
適用される最低賃金額で労働契約したものとみなされます。

すべての労働者に適用されます  
**地域別最低賃金**

改正発効日

令和5年10月8日

最低賃金の名称	時間額（円）	適用労働者
<b>石川県最低賃金</b>	<b>933</b>	石川県内の事業所で働く <b>すべての労働者</b> （特定最低賃金の適用業種で働く労働者で基幹的労働者でない者も含む）

下記のほか、石川県の区域には「石川県綿紡績、化学繊維紡績、毛紡績、その他の紡績、染色整理、網、漁網、網地製造業最低賃金」が定められていますが、石川県最低賃金が適用されるため、時間額933円以上支払う必要があります。

特定の産業で働く労働者に適用されます  
**特定最低賃金**

改正発効日

令和4年12月31日

最低賃金の名称	時間額（円）	適用労働者
<b>一般機械</b> 石川県金属素形材製品、ボルト・ナット・リベット・小ねじ・木ねじ等、その他の金属製品、はん用機械器具、生産用機械器具、発電用・送電用・配電用電気機械器具、産業用電気機械器具製造業最低賃金	<b>971</b>	<p>石川県内の左記No1～4の事業所（適用される業種は裏面をご参照ください）で働く<b>基幹的労働者</b></p> <p><b>基幹的労働者でない者</b> （特定最低賃金適用除外労働者）</p> <p>【各特定最低賃金No1～No4共通】 18歳未満又は65歳以上の者 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの 清掃又は片付けの業務に主として従事する者</p> <p>【一般機械No1、自動車No2】 手作業により又は手工具、小型手持動力機若しくは操作が容易な小型機械を用いて行う包装、袋詰め、箱詰め、洗浄、バリ取り、巻線、組線、かしめ、穴あけ又は取付けの業務（これらの業務のうち流れ作業の中で行う業務を除く。）に主として従事する者</p> <p>【電気機械No3】 手作業により又は手工具、小型手持動力機若しくは操作が容易な小型機械を用いて行う巻線、組線、かしめ、取付け、包装又は箱詰め業務（これらの業務のうち流れ作業の中で行う業務を除く。）に主として従事する者</p>
<b>自動車</b> 石川県自動車・同附属品、自転車・同部分品製造業最低賃金	<b>971</b>	
<b>電気機械</b> 石川県電子部品・デバイス・電子回路、民生用電気機械器具、電子応用装置、情報通信機械器具製造業最低賃金	<del>923</del> 令和5年10月8日からは、石川県最低賃金を適用。	
<b>百貨店</b> 石川県百貨店、総合スーパー最低賃金	<del>915</del> 令和5年10月8日からは、石川県最低賃金を適用。	

